

シンガポールにおける県産農産物輸出拡大等委託業務仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託先候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は、当該協議を踏まえ、仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

シンガポールにおける県産農産物輸出拡大等委託業務

2 目的

シンガポールにおいて、県産農産物の販売促進に向けた企画及び現地事業者との商談を実施し、県産農産物の販路を確立させるとともに、県産農産物のさらなる輸出拡大に資する業務を委託する。

3 対象品目

埼玉県産農産物及び加工品（いちご、ゆず、米）

4 委託業務の内容

（1）シンガポールにおける県産農産物販売促進に向けた企画・運営

ア 場所

シンガポール

イ 業務の内容

（ア）販売促進に向けた企画・運營業務

（イ）販売への集客を図るための広報

（ウ）企画用農産物の輸送支援業務

ウ その他

（ア）企画で使用する農産物については、産地と数量・価格・品種について事前調整すること。

（イ）広報用の資材・資料の作成費も委託費に含めること。

（ウ）企画の準備段階にあたっては、必要に応じて、産地関係者との打合せに同席すること。

【提案を求める内容等】

- ・小売店及び量販店、飲食店におけるテスト販売や、展示会への出展、WEBを活用した販売方法など、幅広い販売促進手法を求めます。
- ・企画については、「（2）シンガポールにおける現地事業者との商談業務」につながる手法を求めます。
- ・可能な限り産地の要望に応じられる数量・価格での企画の実施を求めます。（商品によっては市場価格より高く取引され、取引量が少ない場合もあります）

- ・ゆずについては12月上旬、いちごについては1月下旬から2月上旬、米についてはゆず、いちごの企画実施時期に合わせての販売を想定しています。輸出する商品については、9月下旬に公募を行うため、輸出可能な商品の選定を求めます。
- ・米及び米加工品以外の商品については、日本国内での引渡しとなります。
- ・米及び米加工品は、企画開催場所での引渡しとなります。なお、引渡し元は、県が指定した事業者となります。

(2) シンガポールにおける現地事業者との商談業務

ア 内容

県産農産物の販路確立に向けて、シンガポールの現地事業者との商談等を実施する。

イ 場所

シンガポール

ウ 業務の内容

- 県産農産物等の商談
- 商談等の相手先の選定（商談できる相手方を6者以上用意すること）
- 商談先へのサンプル用農産物の買い取り・輸送業務
- 商談先等に対するフォローアップ
- 商談成立した場合、取引に関する手続きの支援

エ その他

- (ア) 商談先へのサンプル用の農産物については、産地と数量・価格・品種について事前調整の上、必要量を手配すること。
- (イ) 商談先へのサンプル用の輸送費については、4（1）イの販売用農産物の発送と同時期に発送することも可とする。

【提案を求める内容等】

- ・商談先となる事業者の選定にあたっては、生産者の求める卸価格・数量・物流に対応できる販売を行っている事業者を求めます。
- ・他社の商流を壊すことがないよう配慮した形での商談の相手先の選定を求めます。

(3) その他

- ア シンガポールへの輸出に当たって、売れるための必要なアドバイスをすること。
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響等で、予定していた業務ができなくなる場合は、速やかに県と協議すること。
- ウ 本事業については、一般財団法人自治体国際化協会の経済活動助成事業（海外販路開拓支援・インバウンド支援）を原資としているため、広報用のパンフレットや報告書などの成果物がある場合、自治体国際化協会のロゴマークを掲載すること。

エ 本業務に必要な資材等を輸送するにあたっての費用を含めること。

5 委託期間

契約締結日から令和5年2月13日（月）まで

6 県への報告書類

(1) 事業計画書

受託者は、契約締結後、速やかに事業計画書として本委託業務の実施体制及びスケジュールを作成し、県に提出すること。

(2) 事業報告書

本委託業務が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して15日以内、又は令和5年2月13日（月）の、いずれか早い日までに以下の書類を提出するものとする。

- ・業務完了報告書
- ・事業報告書（業務の実施期間、概要、業務に要した事業費等を含むもの）の作成（紙媒体（A4版）5部、電子媒体（CD-ROM 又は USB メモリ）1式）
- ・事業で作成した場合、チラシ等の資料（紙媒体（A4版）5部、電子媒体（CD-ROM 又は USB メモリ）1式）

7 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
- ・事業の実績に係る記録の整備

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。

(3) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年埼玉県規則第73号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

9 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。